

## 一般社団法人 都市環境エネルギー協会会費規則

### (目的)

1. この規則は、一般社団法人都市環境エネルギー協会定款第7条に基づき本会の会費について定めることを目的とする。

### (正会員)

2. 第1種正会員会費は、次のとおりとする。
  - (1) 理事会社は、年間360,000円とする。
  - (2) 一般会員会社は、年間240,000円とする。
3. 第2種正会員会費は、年間12,000円とする。

### (賛助会員)

4. 賛助会員会費は申込口数による会費とし、年間1口当たり120,000円で1口以上とする。

### (会費納入)

5. 会費は、4月から翌年3月までの1年分を本会の指定する期日までに納入するものとする。
6. 途中入会者の会費は、入会の月から翌年3月までの会費を月割りとし、本会の指定する期日までに納入するものとする。
7. 退会する場合の既納の年会費は、一般社団法人都市環境エネルギー協会定款第11条に基づき、返還しないものとする。

### (規則の改廃)

8. この規則の改廃は、社員総会で決議する。

### 付則

この規程は、一般社団法人都市環境エネルギー協会の移行登記日から施行する。